

日本学術振興会
日中韓フォーサイト事業

A3 Foresight Program

令和4（2022）年度分 募集要項
（北東アジアにおけるフューチャー・アースの推進
：気候変動とその影響を踏まえて）

令和3年11月
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携して世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的として、先見性や将来への展望などを意味する“foresight”の名を冠した「日中韓フォーサイト」事業を実施しています。本事業においては、3カ国の研究機関（以下、「拠点機関」といいます。）は、「共同研究」、「学会会合（セミナー）」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、アジア地域における世界的水準の研究拠点として自立的に継続的な活動を実施することが期待されています。

2 実施方法

日中韓3カ国の実施機関（日本学術振興会（JSPS）、中国国家自然科学基金委員会（NSFC）、韓国研究財団（NRF））間の覚書に基づき実施します。

3 対象となる研究

本年度の対象分野は、「北東アジアにおけるフューチャー・アースの推進：気候変動とその影響を踏まえて（Approaches for Future Earth in Northeast Asia - Climate Change and Its Effects）」とします。

なお、対象分野については、毎年度、3カ国の実施機関の協議により定めます。

4 対象国

我が国と中国・韓国の3カ国による交流を対象とします。

5 申請資格

- (1) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示110号）第2条に規定されている研究機関（※）で、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる機関又はその部局。

※科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示110号）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm

(2) 本事業による交流実施の中心となる役割を担う拠点機関には、研究代表者（Principal Investigator）を1名おきます。研究代表者は、拠点機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者であり、文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格を有する者とします。

ただし、所属機関において、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）でも可能です。

なお、研究代表者は、本事業の遂行に関して重要な役割を担います。従って、事業実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けてください。

なお、本事業は拠点機関間の持続的な交流関係を構築する事を目標としているため、拠点機関には研究代表者（Principal Investigator）以外に必ず参加研究者をおいてください。

6 事業実施期間

令和4（2022）年8月開始 5年間

（令和4（2022）年8月～令和9（2027）年7月）

7 本会支給経費

(1) 支給総額

1 課題当たり 5年間で5,000万円以内（予定）

令和4（2022）年度（8ヶ月間）	： ※
令和5（2023）年度（1年間）	： 1,000万円以内
令和6（2024）年度（1年間）	： 1,000万円以内
令和7（2025）年度（1年間）	： 1,000万円以内
令和8（2026）年度（1年間）	： 1,000万円以内
令和9（2027）年度（4ヶ月間）	： ※

※ 初年度（令和4（2022）年度）と最終年度（令和9（2027）年度）の総額で1,000万円以内。詳細は採択後拠点機関の申請に基づき決定します。初年度に1,000万円を使い切る計画は認められません。

(2) 支給経費の用途

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金・人件費、その他

(3) 支給方法等

- ① 課題の実施に要する業務について、我が国の拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。
※ 詳細は、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

8 採択予定件数

2件

9 申請手続

(1) 提出書類

申請希望機関は、下記①・②を所属機関の長に提出してください。所属機関の長は①・②を取りまとめ、下記③の書類を添付して本会指定のオンラインストレージ「Proself」にて本会に提出してください。個人申請は受け付けません。

「Proself」のアップロード用 URL は、所属機関の担当事務局に個別に電子メールにて連絡します。当該担当事務局は、下記【電子メール送付先】へ、題名に「日中韓フォーサイト事業令和4(2022)年度分申請書類提出先 URL 希望」、本文に「担当事務局の部課名・電話番号(直通でない場合は内線を含む。)・担当者氏名」を記載した電子メールを送信してください。メール受信後本会より当該メール返信にて「Proself」のアップロード用 URL を送付します。

- ① Application Form for Project under A3 Foresight Program (FormA : 3カ国共通)
- ② 日中韓フォーサイト事業申請書 (FormB : 日本側補足資料)
- ③ 令和4(2022)年度日中韓フォーサイト事業に係る申請書類の提出について

【電子メール送付先】

foresight@jsps.go.jp

(2) 申請受付期間

令和4(2022)年1月14日(金)～1月24日(月) 17:30【本会必着】

※ 所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。また、締切時間までに本会指定のオンラインストレージ「Proself」への指定ファイルのアップロードを完了する必要があります。電子メールによる「Proself」へのアップロード URL 送付依頼が締切時間より前に本会に到着した場合でも、指定ファイルの「Proself」へのアップロードが締切時間までに完了しない場合は、当該申請は不受理となりますのでご注意ください。なお、送付依頼の本会への到着からアップロード URL の返信までに時間を要する場合があります。送付依頼は日程に余裕を持って予め行ってください。

(3) 中国・韓国の研究代表者は、同内容の申請書 (FormA : 3カ国共通) を、それぞれの国の実施機関 (NSFC 及び NRF) に提出することになっています。3カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請は無効となりますので注意してください。

なお、募集の最終締め切り (令和4(2022)年1月24日(月)) は3カ国で共通です

が、中国・韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの実施機関において定めることとなっており、本会と異なる場合があります。詳細については、各国の研究代表者を通じて各国の実施機関に確認してください。

10 申請に際しての留意事項

- (1) 相手国の拠点機関は中国・韓国の学術研究機関に限ります。
- (2) 本事業は、我が国と中国・韓国の3カ国の拠点機関により、5年間で実施するものです。その際、それぞれの相手国に対等の負担が求められることに留意してください。経費負担については、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。
- (3) FormA（英文）とFormB（和文）の内容に齟齬の無いように留意してください。なお、万一齟齬のある場合には、FormA（英文）の内容が正しいものとして扱います。
- (4) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲（本交流の参加者の範囲）は以下のとおりです。なお、日中韓以外の研究者の参加は原則としてできません。（これらは、日本側参加研究者に係る取扱いであり、中国側・韓国側においては取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、各国の研究代表者を通じ各国の実施機関に確認してください。）
 - ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者（我が国の参加研究者においては文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格を有する者）
 - ② 大学等学術研究機関において研究に従事する「ポスドク」
 - ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生
- (5) 本事業により支給される経費は、我が国と中国・韓国の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者のみによるフィールドワーク等を目的として相手国に赴くための経費等を援助するものではありません。
- (6) 本会の学術国際交流事業では、既に研究代表者等（研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。）として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認めません。
- (7) 国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことのある研究代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。
- (8) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている（又は見込みの）場合、全て記入の上、今回申請の本事業との関連性があるときにはそれを明確にしてください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いません。

- (9) 申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。

11 審査方針

以下の観点から審査を行います。

①【先端性・重要性】

- ・ 「北東アジアにおけるフューチャー・アースの推進：気候変動とその影響を踏まえて」の分野で先端のと認められる研究交流課題であり、かつ中国・韓国の相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・ 日本側拠点機関及び中国・韓国の拠点機関との交流により、世界的水準の研究拠点となりうるような学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・ これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

②【若手研究者育成への貢献】

- ・ 若手研究者が身につけるべき能力・資質の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③【日本側実施体制】

- ・ 日本側拠点機関において、日中韓3カ国を中核とした世界的水準の研究拠点形成の計画が、当該機関の研究教育活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・ 世界的水準の研究拠点形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加し、その協力体制が適切に計画されているか。
- ・ 経費支給期間の終了後も、当該分野の世界的水準の研究拠点として継続的な活動が期待できるか。

④【中国・韓国の拠点機関とのネットワークの構築】

- ・ 拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・ 大学間交流協定を締結するなど、中国・韓国の拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・ 当該分野における世界的水準の研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・ 3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築する構想が明確であるか。
- ・ 事業の目標達成に向けた計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・ 研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

12 選考及び結果の通知

- (1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、中国・韓国の実施機関との協議により採択/不採択を決定し、その結果を令和4（2022）年7月（予定）に所属機関長に通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「日中韓フォーサイト事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。

【URL】 https://www.jsps.go.jp/j-foresight/01_boshuyoko.html

- (2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で所属機関長あてに通知します。
- ・不採択A（不採択の中で上位）
 - ・不採択B（不採択の中で中位）
 - ・不採択C（不採択の中で下位）

13 採択決定後の手続

拠点機関長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

14 拠点機関等の義務

- (1) ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業（日中韓フォーサイト事業（JSPS A3 Foresight Program））の支援を受けたことを必ず明記してください。
- (2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されることがあります。

15 不正使用等に対する措置、不正行為（特定不正行為を含む。）に対する措置、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報の取扱い等について

- (1) 研究資金の不正使用等や研究活動における不正行為等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の不正使用等に関する取扱いについては、別紙3「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」を参照してください。

- (2) 不正行為（特定不正行為を含む。）に対する措置

- ① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、受託機関は、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和4年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和4年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約開始日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和3年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版研究不正行為チェックリストを令和4年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究交流課題において、研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、別紙3「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号）のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置及び本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、交付を制限します。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」

という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業の研究交流課題に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、契約開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育プログラムの受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、拠点機関には、本事業に参画する日本側研究者に対して、指定する期日までに研究倫理教育プログラムを受講等させ、それを確認したことを報告していただきます。

(4) 個人情報等の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究交流課題名、予算額、実施期間、報告書並びに評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特に EU を含む欧州経済領域所在の研究者が含まれる研究交流課題においては、「GDPR

(General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPRの詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

【URL】 <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

16 その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- (3) 事業実施期間中、天災地変その他不測の事態等により、採択課題の実施が不可能又は困難となった場合には、当該課題の支援を中止する場合があります。

17 中国・韓国側実施機関連絡先

中国：中国国家自然科学基金委員会 国際合作局亜非処及国際組織処

(住所)100085 北京市海淀区双清路 83 号

(Tel) +86 (0)10 6232-6998

(Fax) +86 (0)10 6232-7004

韓国：Global Exchange Program Team

Directorate for International Affairs

National Research Foundation of Korea (NRF)

(住所)25, Heolleung-ro, Seocho-gu, Seoul , 137-748, KOREA

(Tel) +82 (0)2-3460-5724

(Fax) +82 (0)2-3460-5709

18 問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

国際統括本部 国際事業部 研究協力第一課

「日中韓フォーサイト事業」担当

電話 03-3263-1826 (ダイヤルイン)

E-mail foresight@jsps.go.jp

URL <https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html>

19 その他の注意事項

- (1) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご

協力をお願いします。

(2) 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供や学会（セミナー）での技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(3) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決

議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

【URL】 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(4) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○ 独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針

【URL】 https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1：「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任

の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属機関）が、ウェブサイト（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

(5) JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々がJSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1 人1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

【URL】 <https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

日本学術振興会 日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて

第1 事業の実施方法

日中韓フォーサイト事業における研究課題は、拠点機関又はその所属する機関に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、学振と拠点機関との間で、業務の実施に係る契約（業務委託契約）を締結します。

第2 日中韓フォーサイト事業実施に係る経費取扱い

1 前提

本事業の実施については、学振と中国・韓国の実施機関（NSFC、NRF）との経費相互負担を前提としており、各国の実施機関が対等な経費費目を支出することとしています。（詳細は、後述の「相手国との経費負担について」を参照）

なお、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルールの範囲内で執行することとなるので十分留意してください。

2 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給総額」は「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

1) 旅費 <英語版申請書 (Form A)の「International Travel」、「Domestic Travel」、>

当該事業参加研究者の外国・国内出張（研究課題に関する研究遂行、学会合（セミナー）実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

<留意事項>

- ・ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、拠点機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。また、効率的な執行を心がけること。
- ・ 本交流課題参加者以外の者にかかる旅費は原則支出できない。
- ・ 旅費は当該年度研究交流経費総額の50%以上であること。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め学振へ相談すること。

2) 物品費 <英語版申請書 (Form A)の「Seminars and Meetings」の一部、「Equipment」及び「Materials」>

研究交流活動に必要な備品・消耗品を購入するための経費

<留意事項>

- ・ 購入した備品は、拠点機関（受託機関）に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。

3) 謝金・人件費 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

研究・学会合（セミナー）への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者にかかる謝金、報酬、雇用

<留意事項>

- ・ 算出方法、手続き等は、拠点機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。また、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心がけること。
- ・ 次のものには使用できない：長期的及び継続的な雇用と見なされるような支出。本交流課題参加者に対する謝礼。

4) その他 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

上記のほか当該研究交流活動を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る。）、会議費（会場借料、飲料・弁当代、学会合（セミナー）開催時のレセプション経費）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用等）、海外旅行保険料）

<留意事項>

- ・ 学会合（セミナー）開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。

5) 研究交流経費で支出できない経費

- ① 不動産の取得に関する経費
- ② 拠点機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等）
- ③ 拠点機関で通常備えるべき設備備品・事務用品を購入する経費
- ④ 研究交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤ 研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費（ただし、臨時的な作業のための短期的な雇用を除く。）
- ⑥ その他本事業と直接的な関係が認められないもの

(2) 業務委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述の研究交流経費の10%とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

第3 相手国との経費負担について

本事業の実施については、相手国側学術振興機関（中国国家自然科学基金委員会（NSFC）及び韓国研究財団（NRF））とのイコールパートナーシップに基づく経費相互負担を前提としており、以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から相手国側拠点機関と相談のうえ、いずれか一つを選択して執行することとなります。（なお、執行にあたっては、「2 委託費の用途」に示した使用目的などのルールの範囲内で執行することとなるので十分留意してください。）

経費負担の基本原則

① 旅費・滞在費について

- ・以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から選択する。

【パターン1】

日本側研究者の経費は学振が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

【パターン2】

派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。

② 学術会合（セミナー）について

- ・我が国又は中国・韓国において学術会合（セミナー）を開催すること。それ以外の国での実施は認めない。
- ・学術会合（セミナー）開催にかかる経費は開催国側が負担する。

③ 中国・韓国間の交流について

- ・中国と韓国の研究者間での交流にかかる経費は、本会では負担しない。

相手国との経費分担方法

【パターン1】・・・日本側研究者の経費は学振が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

費目	機関名	相手国との経費分担方法	
		日本学術振興会	相手国側学術振興機関
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内移動費・滞在費	○	×
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内移動費・滞在費	×	○
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催学術会合（セミナー）開催経費		○	×
相手国開催学術会合（セミナー）開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

【パターン2】・・・派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。

費目	機関名	相手国との経費分担方法	
		日本学術振興会	相手国側学術振興機関
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内移動費・滞在費	×	○
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内移動費・滞在費	○	×
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催学術会合（セミナー）開催経費		○	×
相手国開催学術会合（セミナー）開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）

△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。

×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。

－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

甲欄 \ 乙欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	－	▲	▲	▲
	継続	○	－	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	－	▲	▲
	継続	○	×	－	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	－	▲
	継続	○	×	×	－	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	－
	継続	○	×	×	×	－

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成 18 年 12 月 6 日

規 程 第 19 号

〔 * 「不正使用等への対応に関する規程」は
平成 20 年 3 月 28 日規程第 3 号により制定〕

改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 4 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規程第 35 号

改正 平成 29 年 8 月 8 日規程第 34 号

改正 平成 30 年 3 月 31 日規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

(4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

(5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

(1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。

(2) 監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。

(3) 告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

(4) 監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4) 振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第11条第1項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

(告発者等・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

- 2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

- 2 振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査

を完了させるよう要請する。

- 3 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第1項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第1項の調査を実施する。
- 4 前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

(調査中等における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第3項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

- (1) 調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合
 - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
 - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
 - ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会(以下、「検討委員会」という。)に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。

(1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ 特定不正行為に関与したと認定された者

ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

(措置の内容)

第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

(4) 措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第19号）

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日より前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。
 - (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1～2年間
 - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間
 - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間
 - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間
 - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成20年規程第3号)は廃止する。

附 則(平成27年規程第3号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配分した研究資金を対象とする。

附 則(平成28年規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第34号)

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則(平成30年規程第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第16条第1項第4号特定不正行為関係）

措置の対象者		特定不正行為の程度	交付しない期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

別表2（第16条第1項第4号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

(1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

(2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。